

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百三十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号へ及びト、第二十条第三号へ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十一月十六日から適用する。

令和四年十一月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロナルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-Ⅰ受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン¹²製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポン</p>	<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロナルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-Ⅰ受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン¹²製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポン</p>

ブ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エタラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキスマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキスマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デユピルマブ製剤、ヒドロモルフオン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファアゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、ガルスルファアゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レ

ブ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エタラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキスマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキスマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デユピルマブ製剤、ヒドロモルフオン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファアゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、ガルスルファアゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レ

ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1ーインアクチベート製剤、フレマネスマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）及びメトトレキサート製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

（イ）療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ （略）

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への掲載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスティドライシロップ六〇mg、シアリス錠五mg、シアリス錠一〇mg、シアリス錠二〇mg、バイアグラ錠二五mg、バイアグラ錠五〇mg、バイアグラODフィルム二五mg、バイアグラODフィルム五〇mg、ガニレスト皮下注〇・二五mgシリンジ、セトロタイド注射用〇・二五mg、ウトロゲスタン^ち腔用カプセル二〇〇mg、ルテイン^ち腔錠一〇〇mg、ルテウム^ち腔用坐剤四〇〇mg、ワンクリノ^ち腔用ゲル九〇mg、ボカブリア錠三〇mg、コセルゴカプセル一〇mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、リビゼブ配合錠LD、リビゼブ配合錠HD及びグラアルファ配合点眼液

（ロ）（略）

ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤及びエレスマブ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

（イ）療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ （略）

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への掲載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスティドライシロップ六〇mg、シアリス錠五mg、シアリス錠一〇mg、シアリス錠二〇mg、バイアグラ錠二五mg、バイアグラ錠五〇mg、バイアグラODフィルム二五mg、バイアグラODフィルム五〇mg、ガニレスト皮下注〇・二五mgシリンジ、セトロタイド注射用〇・二五mg、ウトロゲスタン^ち腔用カプセル二〇〇mg、ルテイン^ち腔錠一〇〇mg、ルテウム^ち腔用坐剤四〇〇mg、ワンクリノ^ち腔用ゲル九〇mg及びボカブリア錠三〇mg

（ロ）（略）

別表第2

第1部～第7部 (略)

第8部 追 補 (5)

内 用 薬

品 名

規 格 単 位

(あ)

	アイスフラット懸濁用配合顆粒 ^か	1 g
㊟	アシクロビル顆粒40%「MEEK」 ^か	40% 1 g
㊟	アシクロビルシロップ8%「MEEK」	8% 1 mL
	アジスロマイシンカプセル小児用100mg「TCK」	100mg 1 カプセル
	アジスロマイシン細粒小児用10%「TCK」	100mg 1 g
	アジスロマイシン細粒10%小児用「KN」	100mg 1 g
	アジスロマイシン錠250mg「CHM」	250mg 1 錠
	アジスロマイシン錠250mg「TCK」	250mg 1 錠
	アジスロマイシン錠250mg「テバ」	250mg 1 錠
㊟	アスコルビン酸「ヨシダ」	1 g
	アストーマ配合カプセル	1 カプセル
㊟	アトルバスタチン錠5mg「EE」	5 mg 1 錠
㊟	アトルバスタチン錠10mg「EE」	10mg 1 錠
㊟	アトルバスタチン錠10mg「KN」	10mg 1 錠
	アマルエット配合錠1番「EE」	1 錠
	アマルエット配合錠1番「KN」	1 錠
	アマルエット配合錠2番「EE」	1 錠
	アマルエット配合錠2番「KN」	1 錠
㊟	アムロジピンOD錠5mg「EMEC」	5 mg 1 錠
㊟	アムロジピンOD錠5mg「KN」	5 mg 1 錠
㊟	アムロジピンOD錠10mg「EMEC」	10mg 1 錠
㊟	アムロジピンOD錠10mg「KN」	10mg 1 錠
㊟	アムロジピン錠5mg「EMEC」	5 mg 1 錠
㊟	アムロジピン錠5mg「NP」	5 mg 1 錠
㊟	アムロジピン錠5mg「KN」	5 mg 1 錠
㊟	アムロジピン錠10mg「EMEC」	10mg 1 錠
㊟	アムロジピン錠10mg「NP」	10mg 1 錠
㊟	アムロジピン錠10mg「KN」	10mg 1 錠
	アリピプラゾール内用液分包3mg「武田テバ」	0.1% 3 mL 1 包
	アリピプラゾール内用液分包6mg「武田テバ」	0.1% 6 mL 1 包
	アリピプラゾール内用液分包12mg「武田テバ」	0.1% 12 mL 1 包
㊟	アレンドロン酸錠35mg「RTO」	35mg 1 錠

(い)

別表第2

第1部～第7部 (略)

(新設)

E E エスワン配合錠 T20	20mg 1錠 (テガフル相当量)
E E エスワン配合錠 T25	25mg 1錠 (テガフル相当量)
イコサベント酸エチル顆粒状カプセル600mg「MJT」	600mg 1包
イコサベント酸エチル顆粒状カプセル900mg「MJT」	900mg 1包
イマチニブ錠100mg「EE」	100mg 1錠
イマチニブ錠100mg「KN」	100mg 1錠
<u>(え)</u>	
A T P 腸溶錠20mg「日医工」	20mg 1錠
エスワンケーキ配合錠 T20	20mg 1錠 (テガフル相当量)
エスワンケーキ配合錠 T25	25mg 1錠 (テガフル相当量)
㊦ エチゾラム錠 1mg「オーハラ」	1mg 1錠
㊦ エナラプリルマレイン酸塩錠10mg「MEEK」	10mg 1錠
㊦ エナラプリルマレイン酸塩錠10mg「MED」	10mg 1錠
㊦ エナラプリルマレイン酸塩錠10mg「タイヨー」	10mg 1錠
㊦ エバルレストアット錠50「EK」	50mg 1錠
F A D 腸溶錠 5mg「わかもと」	5mg 1錠
F A D 腸溶錠10mg「わかもと」	10mg 1錠
MMD配合散	1g
㊦ エンタカボン錠100mg「KN」	100mg 1錠
エンテロノールR散	1g
<u>(お)</u>	
オザグレレル塩酸塩100mg錠	100mg 1錠
オザグレレル塩酸塩200mg錠	200mg 1錠
㊦ オーラノフィン錠 3mg「サワイ」	3mg 1錠
オランザピン錠20mg「EE」	20mg 1錠
オランザピン錠20mg「KN」	20mg 1錠
オロパタジン塩酸塩OD錠 5mg「MEEK」	5mg 1錠
オロパタジン塩酸塩顆粒0.5%「MEEK」	0.5% 1g
㊦ オロパタジン塩酸塩錠 5mg「MEEK」	5mg 1錠
㊦ オロパタジン塩酸塩錠 5mg「オーハラ」	5mg 1錠
<u>(か)</u>	
ガラントミンOD錠 4mg「武田テバ」	4mg 1錠
ガラントミンOD錠 8mg「武田テバ」	8mg 1錠
ガラントミンOD錠12mg「武田テバ」	12mg 1錠
カンデサルタンOD錠12mg「KN」	12mg 1錠
<u>(く)</u>	
㊦ クエチアピン細粒50%「MEEK」	50% 1g
㊦ クエチアピン細粒50%「明治」	50% 1g

Ⓔ	クエチアピン錠50mg「MEEK」	50mg 1錠
Ⓔ	クエチアピン錠200mg「MEEK」	200mg 1錠
Ⓔ	クラリスロマイシンDS10%小児用「MEEK」	100mg 1g
	グルコバイOD錠50mg	50mg 1錠
	グルコバイOD錠100mg	100mg 1錠
	グルコバイ錠50mg	50mg 1錠
	グルコバイ錠100mg	100mg 1錠
Ⓔ	クロピドグレル錠50mg「EE」	50mg 1錠
Ⓔ	クロピドグレル錠50mg「KN」	50mg 1錠
Ⓔ	クロピドグレル錠75mg「テバ」	75mg 1錠
	<u> (シ)</u>	
Ⓔ	ジアスターゼ「コザカイ・M」	10g
	ジエノゲストOD錠1mg「KN」	1mg 1錠
	ジエノゲスト錠1mg「KN」	1mg 1錠
Ⓔ	次硝酸ビスマス「三恵」	1g
Ⓔ	重質酸化マグネシウム「NikP」	10g
Ⓔ	酒石酸「ニッコー」	10g
	シロドシンOD錠2mg「あすか」	2mg 1錠
	シロドシンOD錠2mg「KN」	2mg 1錠
	シロドシンOD錠4mg「あすか」	4mg 1錠
	シロドシンOD錠4mg「KN」	4mg 1錠
Ⓔ	シンバスタチン錠5「MEEK」	5mg 1錠
Ⓔ	シンバスタチン錠5mg「MED」	5mg 1錠
Ⓔ	シンバスタチン錠10mg「MED」	10mg 1錠
Ⓔ	シンバスタチン錠20「MEEK」	20mg 1錠
Ⓔ	シンバスタチン錠20mg「MED」	20mg 1錠
	<u> (せ)</u>	
Ⓔ	ゼストリル錠5	5mg 1錠
Ⓔ	ゼストリル錠10	10mg 1錠
Ⓔ	ゼストリル錠20	20mg 1錠
Ⓔ	セチリジン塩酸塩錠5mg「KTB」	5mg 1錠
Ⓔ	セチリジン塩酸塩錠10mg「KTB」	10mg 1錠
	セレスターナ配合錠	1錠
	<u> (そ)</u>	
	ソファルコン細粒20%「JG」	20% 1g
	ソファルコン20%細粒	20% 1g
	ゾルピデム酒石酸塩OD錠10mg「EE」	10mg 1錠
	ゾルピデム酒石酸塩OD錠10mg「KN」	10mg 1錠
Ⓔ	ゾルピデム酒石酸塩錠10mg「EE」	10mg 1錠
Ⓔ	ゾルピデム酒石酸塩錠10mg「KN」	10mg 1錠

Ⓔ	ゾルピデム酒石酸塩錠10mg「DK」	10mg 1錠
	<u>(た)</u>	
	タイメック配合内用液	10mL
	タカベンス錠25mg	25mg 1錠
	タムスロシン塩酸塩OD錠0.1mg「KN」	0.1mg 1錠
	タムスロシン塩酸塩OD錠0.2mg「KN」	0.2mg 1錠
	タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「MED」	0.1mg 1カプセル
	タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「ケミファ」	0.1mg 1カプセル
	タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「MED」	0.2mg 1カプセル
	タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「ケミファ」	0.2mg 1カプセル
Ⓕ	※単シロップ (JG)	10mL
	<u>(と)</u>	
Ⓖ	ドキサゾシン錠2mg「MEEK」	2mg 1錠
Ⓖ	ドキサゾシン錠2mg「MED」	2mg 1錠
Ⓖ	ドキサゾシン錠4mg「MEEK」	4mg 1錠
Ⓖ	ドキサゾシン錠4mg「MED」	4mg 1錠
Ⓖ	ドネペジル塩酸塩錠3mg「TCK」	3mg 1錠
Ⓖ	ドネペジル塩酸塩錠5mg「TCK」	5mg 1錠
Ⓖ	ドネペジル塩酸塩錠10mg「TCK」	10mg 1錠
	トラピジル錠100mg「タカタ」	100mg 1錠
	トリノシン顆粒10%	10% 1g
	トリノシン腸溶錠20mg	20mg 1錠
	トリノシン腸溶錠60mg	60mg 1錠
	<u>(な)</u>	
Ⓖ	ナフトピジル錠75mg「あすか」	75mg 1錠
	<u>(に)</u>	
Ⓖ	乳酸カルシウム水和物「ヨシダ」	10g
Ⓖ	※乳糖 (三恵)	10g
	<u>(は)</u>	
Ⓖ	パセトシンカプセル125	125mg 1カプセル
	バラシクロビル顆粒50%「MEEK」	50% 1g
	バラシクロビル顆粒50%「明治」	50% 1g
Ⓖ	バラシクロビル錠500mg「MEEK」	500mg 1錠
Ⓖ	バラシクロビル錠500mg「明治」	500mg 1錠
	バルサルタンOD錠80mg「TCK」	80mg 1錠
	バルサルタンOD錠160mg「TCK」	160mg 1錠
Ⓖ	バルサルタン錠80mg「EE」	80mg 1錠
Ⓖ	バルサルタン錠80mg「KN」	80mg 1錠
Ⓖ	バルサルタン錠80mg「ニプロ」	80mg 1錠
Ⓖ	バルサルタン錠160mg「EE」	160mg 1錠

Ⓜ	バルサルタン錠160mg「KN」	160mg 1錠
Ⓜ	バルサルタン錠160mg「ニプロ」	160mg 1錠
Ⓜ	バレイショデンブ原末「マルイシ」	10g
Ⓜ	パロキセチン錠5mg「EE」	5mg 1錠
Ⓜ	パロキセチン錠10mg「EE」	10mg 1錠
Ⓜ	パロキセチン錠20mg「EE」	20mg 1錠
	パンテチン細粒50%「KN」	50% 1g
	<u>(ヒ)</u>	
	ピオグリタゾンOD錠30mg「MEEK」	30mg 1錠
Ⓜ	ピオグリタゾン錠30mg「MEEK」	30mg 1錠
	ビカルタミドOD錠80mg「あすか」	80mg 1錠
	ビカルタミドOD錠80mg「KN」	80mg 1錠
	ビカルタミド錠80mg「あすか」	80mg 1錠
	ビカルタミド錠80mg「KN」	80mg 1錠
	ピコスルファートナトリウム2.5mgカプセル	2.5mg 1カプセル
	ピタバスタチンCa・OD錠1mg「明治」	1mg 1錠
	ピタバスタチンCa・OD錠2mg「明治」	2mg 1錠
	ピタバスタチンCa・OD錠4mg「明治」	4mg 1錠
Ⓜ	ピタバスタチンCa錠1mg「明治」	1mg 1錠
Ⓜ	ピタバスタチンCa錠2mg「明治」	2mg 1錠
Ⓜ	ピタバスタチンCa錠4mg「明治」	4mg 1錠
	ピーマーゲン配合散	1g
	<u>(ふ)</u>	
	ファムシクロビル錠250mg「KN」	250mg 1錠
	ファムシクロビル錠250mg「DSEP」	250mg 1錠
	ファムシクロビル錠500mg「KN」	500mg 1錠
	ファムシクロビル錠500mg「DSEP」	500mg 1錠
	フェキソフェナジン塩酸塩OD錠30mg「EE」	30mg 1錠
	フェキソフェナジン塩酸塩OD錠30mg「KN」	30mg 1錠
	フェキソフェナジン塩酸塩OD錠60mg「EE」	60mg 1錠
	フェキソフェナジン塩酸塩OD錠60mg「KN」	60mg 1錠
Ⓜ	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「EE」	30mg 1錠
Ⓜ	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「KN」	30mg 1錠
Ⓜ	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「EE」	60mg 1錠
Ⓜ	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「KN」	60mg 1錠
	フェノフィブラートカプセル67mg「KT B」	67mg 1カプセル
	フェノフィブラートカプセル100mg「KT B」	100mg 1カプセル
	ブラコデ配合シロップ	1mL
Ⓜ	プラバスタチンNa錠10「KN」	10mg 1錠
Ⓜ	プラバスタチンNa錠10mg「MED」	10mg 1錠

<u>フラビタン錠 5mg</u>	<u>5mg 1錠</u>
<u>フラビタン錠10mg</u>	<u>10mg 1錠</u>
<u>ブラミベキソール塩酸塩錠0.125mg「MEEK」</u>	<u>0.125mg 1錠</u>
<u>ブラミベキソール塩酸塩錠0.5mg「MEEK」</u>	<u>0.5mg 1錠</u>
<u>ブリジスタナイーブ錠800mg</u>	<u>800mg 1錠</u>
<u>フルスルチアミン塩酸塩顆粒10%「廣貴堂」</u>	<u>10% 1g</u>
<u>プレガバリンOD錠25mg「KN」</u>	<u>25mg 1錠</u>
<u>プレガバリンOD錠50mg「KN」</u>	<u>50mg 1錠</u>
<u>プレガバリンOD錠75mg「KN」</u>	<u>75mg 1錠</u>
<u>プレガバリンOD錠150mg「KN」</u>	<u>150mg 1錠</u>
Ⓢ <u>プロピペリン塩酸塩錠20mg「F」</u>	<u>20mg 1錠</u>
Ⓢ <u>ブロムワレリル尿素「JG」</u>	<u>1g</u>
<u>(へ)</u>	
<u>ヘプセラ錠10</u>	<u>10mg 1錠</u>
<u>ベポタスチンベシル酸塩OD錠 5mg「KN」</u>	<u>5mg 1錠</u>
<u>ベポタスチンベシル酸塩OD錠10mg「KN」</u>	<u>10mg 1錠</u>
Ⓢ <u>ベポタスチンベシル酸塩錠 5mg「KN」</u>	<u>5mg 1錠</u>
Ⓢ <u>ベポタスチンベシル酸塩錠10mg「KN」</u>	<u>10mg 1錠</u>
<u>(ほ)</u>	
Ⓢ <u>ホミカエキス散「ニッコー」</u>	<u>1g</u>
<u>(ま)</u>	
<u>マプロチリン塩酸塩50mg錠</u>	<u>50mg 1錠</u>
<u>(み)</u>	
<u>ミルタザピン錠15mg「武田テバ」</u>	<u>15mg 1錠</u>
<u>ミルタザピン錠30mg「武田テバ」</u>	<u>30mg 1錠</u>
<u>(め)</u>	
<u>メサラジン顆粒50%「AKP」</u>	<u>50% 1g</u>
Ⓢ <u>メサラジン錠250mg「AKP」</u>	<u>250mg 1錠</u>
Ⓢ <u>メサラジン錠250mg「NP」</u>	<u>250mg 1錠</u>
Ⓢ <u>メサラジン錠250mg「F」</u>	<u>250mg 1錠</u>
Ⓢ <u>メサラジン錠500mg「AKP」</u>	<u>500mg 1錠</u>
Ⓢ <u>メサラジン錠500mg「NP」</u>	<u>500mg 1錠</u>
Ⓢ <u>メサラジン錠500mg「F」</u>	<u>500mg 1錠</u>
<u>メサラジン腸溶錠400mg「あすか」</u>	<u>400mg 1錠</u>
<u>メサラジン腸溶錠400mg「F」</u>	<u>400mg 1錠</u>
<u>メサラジン腸溶錠400mg「KN」</u>	<u>400mg 1錠</u>
<u>メナテトレノン15mgカプセル</u>	<u>15mg 1カプセル</u>
<u>メマンチン塩酸塩OD錠 5mg「KMP」</u>	<u>5mg 1錠</u>
<u>メマンチン塩酸塩OD錠10mg「KMP」</u>	<u>10mg 1錠</u>
<u>メマンチン塩酸塩OD錠20mg「KMP」</u>	<u>20mg 1錠</u>

<u>メマンチン塩酸塩錠 5mg 「KMP」</u>	<u>5mg 1錠</u>
<u>メマンチン塩酸塩錠10mg 「KMP」</u>	<u>10mg 1錠</u>
<u>メマンチン塩酸塩錠20mg 「KMP」</u>	<u>20mg 1錠</u>

(も)

<u>モンテルカストOD錠 5mg 「EE」</u>	<u>5mg 1錠</u>
Ⓜ <u>モンテルカスト細粒 4mg 「武田テバ」</u>	<u>4mg 1包</u>
Ⓜ <u>モンテルカスト錠 5mg 「武田テバ」</u>	<u>5mg 1錠</u>
Ⓜ <u>モンテルカスト錠10mg 「武田テバ」</u>	<u>10mg 1錠</u>
Ⓜ <u>モンテルカストチュアブル錠 5mg 「武田テバ」</u>	<u>5mg 1錠</u>
<u>モンテルカストナトリウム 5mg口腔内崩壊錠</u>	<u>5mg 1錠</u>

(ら)

<u>ラクツロース40.496%ゼリー</u>	<u>40.496% 1g</u>
<u>ラベプラゾールナトリウム10mg錠</u>	<u>10mg 1錠</u>
<u>ラロキシフェン塩酸塩錠60mg 「EE」</u>	<u>60mg 1錠</u>
<u>ラロキシフェン塩酸塩錠60mg 「KN」</u>	<u>60mg 1錠</u>

(り)

Ⓜ <u>リスペリドン細粒 1% 「MEEK」</u>	<u>1% 1g</u>
Ⓜ <u>リスペリドン錠 2 「MEEK」</u>	<u>2mg 1錠</u>
Ⓜ <u>リスペリドン錠 3 「MEEK」</u>	<u>3mg 1錠</u>
<u>リドカイン塩酸塩ビスカス 2% 「KN」</u>	<u>2% 1mL</u>
<u>リルマザホン塩酸塩 1mg錠</u>	<u>1mg 1錠</u>
<u>リルマザホン塩酸塩 2mg錠</u>	<u>2mg 1錠</u>

(れ)

Ⓜ <u>レスタス錠 2mg</u>	<u>2mg 1錠</u>
<u>レボセチリジン塩酸塩錠2.5mg 「CEO」</u>	<u>2.5mg 1錠</u>
<u>レボセチリジン塩酸塩錠 5mg 「CEO」</u>	<u>5mg 1錠</u>
<u>レボセチリジン塩酸塩シロップ0.05% 「KN」</u>	<u>0.05% 1mL</u>
Ⓜ <u>レボフロキサシン錠250mg 「オーハラ」</u>	<u>250mg 1錠 (レボフロキサシンとして)</u>
Ⓜ <u>レボフロキサシン錠500mg 「オーハラ」</u>	<u>500mg 1錠 (レボフロキサシンとして)</u>

(ろ)

Ⓜ <u>ロキソプロフェンNa錠60mg 「KN」</u>	<u>60mg 1錠</u>
Ⓜ <u>ロサルタンK錠25mg 「EE」</u>	<u>25mg 1錠</u>
Ⓜ <u>ロサルタンK錠50mg 「EE」</u>	<u>50mg 1錠</u>
Ⓜ <u>ロサルタンK錠100mg 「EE」</u>	<u>100mg 1錠</u>
Ⓜ <u>ロサルヒド配合錠HD 「EE」</u>	<u>1錠</u>
Ⓜ <u>ロサルヒド配合錠HD 「KN」</u>	<u>1錠</u>
Ⓜ <u>ロサルヒド配合錠LD 「EE」</u>	<u>1錠</u>
<u>ロラタジン錠10mg 「KN」</u>	<u>10mg 1錠</u>

品 名	規 格 単 位
<u>(あ)</u> アシクロビル125mg注射液	125mg 1 管
<u>(い)</u> イリノテカン塩酸塩点滴静注液40mg「タイヨー」	40mg 2 mL 1 瓶
イリノテカン塩酸塩点滴静注液40mg「日医工」	40mg 2 mL 1 瓶
イリノテカン塩酸塩点滴静注液100mg「タイヨー」	100mg 5 mL 1 瓶
イリノテカン塩酸塩点滴静注液100mg「日医工」	100mg 5 mL 1 瓶
<u>(え)</u> ㊦ エダラボン点滴静注液30mg「サワイ」	30mg20mL 1 管
㊦ エダラボン点滴静注30mg「KN」	30mg20mL 1 管
エポジン注シリンジ6000	6,000国際単位0.5mL 1 筒
エポジン皮下注シリンジ12000	12,000国際単位0.5mL 1 筒
エルカトニン10エルカトニン単位 1mLキット	10エルカトニン単位 1 mL 1 筒
<u>(お)</u> ㊦ 大塚糖液 5%	5%250m L 1 瓶
オザグレナトリウム20mg 2mL注射液	20mg 2 mL 1 管
<u>(き)</u> キドライム 透析剤 T-30	2 袋 1 組
<u>(く)</u> グラニセトロン点滴静注バッグ 3mg/100mL「テルモ」	3mg100mL 1 袋
<u>(け)</u> ゲムシタビン点滴静注液200mg/5.3mL「ホスピーラ」	200mg5.3mL 1 瓶
ゲムシタビン点滴静注液 1 g/26.3mL「ホスピーラ」	1 g 26.3mL 1 瓶
ゲムシタビン点滴静注用200mg「ホスピーラ」	200mg 1 瓶
ゲムシタビン点滴静注用 1 g「ホスピーラ」	1 g 1 瓶
献血アルブミン 5% 静注12.5g/250mL「ニチヤク」	5%250mL 1 瓶
献血アルブミン20% 静注 4 g/20mL「ニチヤク」	20%20mL 1 瓶
献血アルブミン20% 静注10g/50mL「ニチヤク」	20%50mL 1 瓶
献血アルブミン25% 静注12.5g/50mL「ニチヤク」	25%50mL 1 瓶
献血ベニコロンー I 静注用1000mg	1 g 20mL 1 瓶 (溶解液付)
<u>(こ)</u> コホリン静注用7.5mg	7.5mg 1 瓶 (溶解液付)
<u>(さ)</u> ザイヤフレックス注射用	0.58mg 1 瓶 (溶解液付)
<u>(し)</u> 診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」アサ布 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルゲン皮内エキス「トリイ」アジ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶

診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」アスペルギルス 1 : 10,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」アルテルナリア 1 : 10,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」イカ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」イースト (パン種) 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」イネワラ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」イワシ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」エビ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」カツオ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」カニ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」カボック 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」カンジダ 1 : 10,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」キノ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」クラドスポリウム 1 : 10,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」小麦粉 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」サバ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」ソバガラ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」ソバ粉 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」タタミ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」トウフ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」ナイロン 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」ナシ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」バナナ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」ビール 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」ペニシリウム 1 : 10,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」マグロ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」マユ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」綿布 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」綿 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」モミガラ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶
診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」リンゴ 1 : 1,000	2 mL 1 瓶

(世)

セファゾリンナトリウム 2 g 注射用	2 g 1 瓶
セファゾリンナトリウム 250mg 注射用	250mg 1 瓶
セファゾリンナトリウム 500mg 注射用	500mg 1 瓶
Ⓜ セフトジジム静注用 1 g 「武田テバ」	1 g 1 瓶
セフメタゾールナトリウム 1 g 静注用	1 g 1 瓶
セフメタゾールナトリウム 2 g 静注用	2 g 1 瓶
セフメタゾールナトリウム 250mg 静注用	250mg 1 瓶

セフメタゾールナトリウム500mg静注用 500mg 1 瓶

(そ)

ソルコセリル注 2 mL 2 mL 1 管

ソルコセリル注 4 mL 4 mL 1 管

ゾレドロン酸点滴静注液 4 mg / 5 mL 「サワイ」 4 mg 5 mL 1 瓶

ゾレドロン酸点滴静注液 4 mg / 100 mL バッグ 「サワイ」 4 mg 100 mL 1 袋

ゾレドロン酸点滴静注 4 mg / 5 mL 「ヤクルト」 4 mg 5 mL 1 瓶

(た)

㊦ タゾピペ配合静注用 2.25 「テバ」 (2.25 g) 1 瓶

㊦ タゾピペ配合静注用 4.5 「テバ」 (4.5 g) 1 瓶

(ち)

チオクト酸静注 25 mg 「KN」 0.5% 5 mL 1 管

㊦ 注射用マキシピーム 0.5 g 500 mg 1 瓶

㊦ 注射用マキシピーム 1 g 1 g 1 瓶

沈降破傷風トキソイドキット 「タケダ」 0.5 mL 1 筒

(と)

ドパミン塩酸塩 0.1% 200 mL キット 0.1% 200 mL 1 袋

ドパミン塩酸塩 0.3% 200 mL キット 0.3% 200 mL 1 袋

ドパミン塩酸塩 100 mg 5 mL 注射液 100 mg 5 mL 1 管

(な)

ナファモスタットメシル酸塩注射用 50 mg 「M E E K」 50 mg 1 瓶

(は)

パクリタキセル点滴静注液 100 mg 「サンド」 100 mg 16.7 mL 1 瓶

(ひ)

ピシバニール注射用 0.2 K E 0.2 K E 1 瓶 (溶解液付)

ピシバニール注射用 0.5 K E 0.5 K E 1 瓶 (溶解液付)

ビデュリオン皮下注用 2 mg ペン 2 mg 1 キット

(へ)

ペントゾシン 15 mg 注射液 15 mg 1 管

ペントゾシン 30 mg 注射液 30 mg 1 管

(み)

ミリスロール注 50 mg / 100 mL 50 mg 100 mL 1 袋

(め)

メドウエイ注 25% 25% 50 mL 1 瓶

(も)

㊦ モダシン静注用 0.5 g 500 mg 1 瓶

㊦ モダシン静注用 1 g 1 g 1 瓶

(ゆ)

u F S H 注用 75 単位 「あすか」 75 単位 1 管 (溶解液付)

u F S H 注用 150 単位 「あすか」 150 単位 1 管 (溶解液付)

<u>(ら)</u>		
ラモセトロン塩酸塩注射液0.3mg「EMEC」	外 用 薬	0.3mg 2mL 1管
品 名		規 格 単 位
<u>(あ)</u>		
アクリノール消毒液0.1%「タイセイ」		0.1%10mL
アクリノール消毒液0.2%「タイセイ」		0.2%10mL
アレルゲンディスク「トリイ」ハウスダスト		1枚
アレルゲンディスク「トリイ」ブタクサ花粉		1枚
㊦ アンモニア水「ニッコー」		10mL
<u>(え)</u>		
AZ含嗽用配合細粒「NP」		0.1% 1g
エルエイジー0.1液		0.1%10mL
エルエイジー0.5液		0.5%10mL
<u>(く)</u>		
㊦ グリセリンカリ液「ニッコー」		10mL
<u>(さ)</u>		
サトウザルベ軟膏10%		10g
サトウザルベ軟膏20%		10g
㊦ 酸化亜鉛「ヨシダ」		10g
<u>(し)</u>		
ジクロフェナクナトリウム25mgキット		25mg 1筒
ジクロフェナクナトリウム50mgキット		50mg 1筒
<u>(せ)</u>		
ゼポラスパップ80mg		20cm×14cm 1枚
<u>(そ)</u>		
ソルコセリル ^{ちつぐ} 膺坐薬		1個
ソルコセリル軟膏5%		5% 1g
<u>(て)</u>		
デプロドンプロピオン酸エステル0.3%クリーム		0.3% 1g
デプロドンプロピオン酸エステル0.3%軟膏		0.3% 1g
<u>(ね)</u>		
ネリプロクト ^ぎ 坐剤		1個
ネリプロクト軟膏		1g
<u>(は)</u>		
バスタロンクリーム10%		10% 1g
<u>(ひ)</u>		
㊦ 氷酢酸「東海」		10g
<u>(ふ)</u>		

㊦ フェルビナクパップ70mg「オーハラ」	10cm×14cm 1枚
フラビタン眼軟膏0.1%	0.1% 1g
フラビタン点眼液0.05%	0.05% 5mL 1瓶
フラビンアデニンジヌクレオチド0.05% 5mL点眼液	0.05% 5mL 1瓶

(へ)

ベトプティック エス懸濁性点眼液0.5%	0.5% 1mL
ベトプティック点眼液0.5%	0.5% 1mL
ヘパリンZ軟膏500単位/g	500単位 1g
バルベンロン眼耳鼻科用液0.1%	0.1% 1mL

(ほ)

㊦ ホウ酸「ヨシダ」	10g
ホスコS-55	10g

(む)

ムコティア点眼液	5mL 1瓶
----------	--------

(め)

メディトランステープ27mg	(27mg) 14cm ² 1枚
----------------	-----------------------------

(る)

ルゲオン点鼻液2%	190mg 9.5mL 1瓶
-----------	----------------

(り)

リドカイン塩酸塩ゼリー2%「KN」	2% 1mL
-------------------	--------

(れ)

㊦ レボフロキサシン点眼液0.5%「オーハラ」	0.5% 1mL
-------------------------	----------

別表第4
第1部 (略)

第2部 歯 科 用 薬 剤

品 名

外 用 薬

モルホニン歯科用液

バルパックV

規 格 単 位

別表第4
第1部 (略)
(新設)